

設置条例の骨子（案）

(仮称)新潟市文書館条例 骨子(案)	[参考]札幌市公文書館条例
<p>○ 設置 新潟市公文書管理条例(令和3年条例第〇〇号)の趣旨にのっとり、特定歴史公文書(同条例第〇条第〇号に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ)を適切に保存し、市民等の利用に供するとともに、本市の歴史を検証し、広く情報を発信するため、新潟市文書館(以下、「文書館」という。)を新潟市北区太田817番地に設置する。</p> <p>○ 事業 文書館は前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 特定歴史公文書を保存し、一般の利用に供すること。 (2) 本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究を行うこと。 (3) 本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信を行うこと。 (4) 保存資料の公開・利用を促進すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業</p> <p>○ 施設 文書館に、次に掲げる施設を置く。 (1) 資料公開室 (2) 閲覧室 (3) 講座・映像室 講座・映像室は事業に支障のない範囲において、各種の行事、集会等の利用に供することができる。</p> <p>○ 休館日 文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる (1) 日曜日 (2) 月曜日 (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (4) 12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>○ 開館時間 文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>○ 利用の許可 「講座室」を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>○ 利用の制限 ○ 利用の取止めの申出 ○ 使用料 ○ 使用料の徴収時期 ○ 使用料の免除 ○ 使用料の不還付 ○ 許可外の利用の禁止 ○ 行為の制限 ○ 許可の条件 ○ 許可の取消し等 ○ 原状回復 ○ 損害賠償 ○ 規則への委任 ○ 附則 ○ 別表 (講座室利用の料金表)</p> <div data-bbox="569 2071 1083 2329" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>「講座・映像室」の利用についての必要事項を、新潟市の他の公の施設設置条例の記載を踏まえて、規定</p> </div>	<p>(設置) 第1条 本市は、札幌市公文書管理条例(平成24年条例第31号)の趣旨にのっとり、特定重要公文書(同条例第2条第5号の特定重要公文書をいう。以下同じ。)を適切に保存し、市民等の利用に供するため、札幌市中央区南8条西2丁目に札幌市公文書館(以下「公文書館」という。)を設置する。</p> <p>(事業) 第2条 公文書館は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 特定重要公文書を保存し、一般の利用に供すること。 (2) 特定重要公文書の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。 (3) 本市の歴史及び特性に関する調査研究及び情報提供を行うこと。 (4) その他公文書館の設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>(開館時間及び休館日) 第3条 公文書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる。 (1) 開館時間 午前8時45分から午後5時15分まで (2) 休館日 日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで (入館の制限等) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公文書館に入館しようとする者の入館を禁じ、又は公文書館に入館している者に公文書館の使用の停止若しくは公文書館からの退館を命じることができる。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合 (2) 施設、備品、特定重要公文書等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合 (3) その他公文書館の管理運営上支障があると認める場合 (賠償) 第5条 公文書館の施設、備品、特定重要公文書等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 この条例の施行期日は、市長が定める。(平成25年規則第25号で、同25年7月1日から施行)</p>